

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年2月14日
【四半期会計期間】	第12期第2四半期（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）
【会社名】	リアルコム株式会社
【英訳名】	Realcom Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 谷本 肇
【本店の所在の場所】	東京都台東区柳橋1-4-4 ツイントラスビル6F
【電話番号】	03-5835-3180
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 山本 融
【最寄りの連絡場所】	東京都台東区柳橋1-4-4 ツイントラスビル6F
【電話番号】	03-5835-3180
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 山本 融
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第11期 第2四半期 連結累計期間	第12期 第2四半期 連結累計期間	第11期 第2四半期 連結会計期間	第12期 第2四半期 連結会計期間	第11期
会計期間	自平成21年 7月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 7月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 10月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 7月1日 至平成22年 6月30日
売上高(千円)	383,579	335,569	188,767	168,469	762,258
経常損失() (千円)	84,574	73,573	28,441	19,254	234,740
四半期(当期)純損失() (千円)	87,896	84,219	30,728	29,255	654,778
純資産額(千円)	-	-	219,549	403,968	339,669
総資産額(千円)	-	-	846,663	196,739	320,590
1株当たり純資産額(円)	-	-	13,097.85	25,263.42	21,537.48
1株当たり四半期(当期)純損失金 額()(円)	5,435.09	5,207.75	1,900.10	1,809.02	40,488.39
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率(%)	-	-	25.0	209.0	108.6
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	84,351	110,811	-	-	140,384
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	9,327	4,619	-	-	7,081
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	60,196	25,759	-	-	129,908
現金及び現金同等物の四半期末(期 末)残高(千円)	-	-	215,178	61,882	121,591
従業員数(人)	-	-	69	68	71

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社連結子会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（人）	68	(5)
---------	----	-----

(注) 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外部への出向者は除き、グループ外からの出向者を含むほか、常用パートを含む）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含み、常用パートは除く）は、当第2四半期連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（人）	37	(4)
---------	----	-----

(注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者は除き、社外から当社への出向者を含むほか、常用パートを含む）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含み、常用パートは除く）は、当第2四半期会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは開発を終了し製品化したソフトウェアの販売を行っており、受注から売上までの期間が短いため、生産実績は販売実績とほぼ一致しております。従いまして、生産実績に関しては販売実績の欄をご参照ください。

(2) 受注状況

当第2四半期連結会計期間の受注状況をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。（単位：千円）

区分	受注高（千円）	前年同四半期比（％）	受注残高（千円）	前年同四半期比（％）
日本				
リアルコム株式会社	123,580	-	132,241	-
その他	5,778	-	3,482	-
北米				
Realcom U.S., Inc.	6,276	-	15,867	-
その他地域	14,153	-	-	-
調整額	14,238	-	-	-
合計	133,549	-	151,590	-

（注）上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第2四半期連結会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

区分	当第2四半期連結会計期間 （自平成22年9月1日 至平成22年12月31日）	前年同四半期比（％）
日本		
リアルコム株式会社（千円）	147,342	-
その他（千円）	5,286	-
北米		
Reacom U.S., Inc（千円）	15,925	-
その他地域（千円）	14,153	-
調整額	14,238	-
合計（千円）	168,469	-

（注）1．上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2．前第2四半期連結会計期間及び当第2四半期連結会計期間における主要な販売先及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前第2四半期連結会計期間 （自平成21年10月1日 至平成21年12月31日）		当第2四半期連結会計期間 （自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）	
	金額（千円）	割合（％）	金額（千円）	割合（％）
日本たばこ産業株式会社	-	-	29,614	17.6
日本アイ・ピー・エム株式会社	34,583	15.1	-	-
ブーズ・アンド・カンパニー株式会社	34,455	15.0	-	-

3．上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。なお、事業等のリスクの将来に関する事項については、当四半期報告書提出日現在において判断したものであります。

（提出会社が将来にわたって事業を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社

の経営に重要な影響を及ぼす事象）

当社グループは、前連結会計年度において営業損失205,320千円、経常損失234,740千円を計上し、さらにのれんの減損等による特別損失414,103千円が発生したことから、当期純損失654,778千円を計上いたしました。また、3期連続で当期純損失を計上することとなり、その結果、前連結会計年度末の純資産は339,669千円の債務超過になっております。当該状況により、前連結会計年度末において、当社グループにおいては継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しておりました。当第2四半期連結会計期間においては、営業損失6,964千円、経常損失19,254千円、四半期純損失29,255千円を計上しており、引き続き403,968千円の債務超過となっております。当該状況より、当社グループにおいては継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。当社グループは、当該状況を解消すべく、引き続き、以下の施策に取り組んでおります。

（1）財務基盤の強化

当社グループは、海外事業再編及び当社における資本業務提携等の財務基盤強化をより確実に行うため、足元の資金の安定化を図っております。当第2四半期連結会計期間においては、従来からの、借入先である株式会社三菱東京UFJ銀行からの借入金に対する返済期日の延長等の支援に加え、事業会社（オープン・アクセスフィア株式会社）との間で、Knowledge Marketソフトウェア資産、売掛金及び関係会社株式、関係会社貸付金を譲渡担保とした総額1億円の借入枠を設定し、当第2四半期会計期間において30百万円の借入を実施いたしました。当該借入契約において、返済期日における返済が滞る等により契約条件を充足出来ない場合には、借入金の担保が実行されるリスクがあり、その場合には当社グループの事業に影響を与える可能性があります。

（2）収益力の強化

国内事業

当社においては、主力製品であるKnowledgeMarket及びコンサルティングサービスにおける安定した顧客基盤を維持、強化するとともに、新規事業として、マイクロソフト社製品であるSharePointのホステッドクラウドサービスを拡充することで、安定した売上基盤の構築を行ってまいります。また、内部リソースの効率的な活用により、外注費を削減する等経費を圧縮し、採算性の向上を図ります。これらにより、収益力の強化を図ってまいります。

海外事業

米国子会社Realcom U.S., Incにおいては、前連結会計年度より開始したCCH社とのOEM事業を本格的に拡張するとともに、営業、マーケティング体制の整備・強化により、主力製品であるAskMe Enterprise及びAskMe for SharePointにおける既存顧客基盤の維持強化、新規顧客の獲得により売上を確保してまいります。また、グループ再編の一環として、Realcom U.S., Inc及びRealcom Technology India Private Limitedへ外部資本を導入することにより収益基盤の安定を図る予定です。

これら施策を着実に実行することにより、早期に債務超過を解消し、経営基盤の安定化を図ってまいります。

しかしながら、財務基盤強化については関係者との協議を行いながら進めている途上であるため、また、収益力の強化への取組の実現の時期などについても、当社を取り巻く経営環境は依然厳しいものと予想されることから現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、財務諸表は、継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表には反映しておりません。

3【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び当社連結子会社）が判断したものであります。

（1）業績の状況

当第2四半期連結会計期間におけるわが国経済は、引き続き、デフレ、雇用環境、円高による企業業績に対する懸念は厳しいものとなっております。このような経済状況の下、企業のIT関連投資は一部先行きに対しては投資意欲に緩

やかな改善が見られるものの、足元の状況については依然として抑制傾向にあります。

こうした状況の中、当社グループは当第2四半期連結会計期間においては、前連結会計年度にのれんの減損等により債務超過となったことを受け、当該状況を解消すべく、下記の施策を実施いたしました。

リアルコムにおける資本増強及び海外事業への外部資本導入による財務基盤の強化

国内事業及び海外事業における収益力強化

財務基盤の強化については、唯一の借入先である株式会社三菱東京UFJ銀行からの借入金に対する返済期日の延長等の支援に加え、事業会社（オープン・アクセスフィア株式会社）との間で、Knowledge Marketソフトウェア資産、売掛金及び関係会社株式を譲渡担保とした総額1億円の借入枠を設定し、当第2四半期連結会計期間において30百万円の借入を実施することにより足元の資金繰りの安定化を図っております。その上で、米国事業への外部資本導入もしくは一部資産売却を早期に取り組み、国内事業に経営資源を集中するとともに、リアルコム単体において資本業務提携による財務基盤の強化の早期実現を目指しております。

収益力強化については、リアルコム単体においてはKnowledgeMarketの新規導入や前期より取組を開始したNintex社製品での新規売上をあげるなど、既存顧客へのコンサルティング売上及び保守売上を堅調に維持しながら、顧客基盤の維持、拡張を図るとともに、今後のマイクロソフト社製品であるSharePointのホステッドクラウド関連サービスの本格稼働により安定した売上基盤の構築を図って参ります。また、効率的なオペレーションによる経費圧縮は順調に進捗しており、売上高は147,342千円（前年同期比1.2%減）、営業利益15,480千円（前年同期4,006千円の営業損失）となり、前年同期比で大幅な改善となっております。一方、米国子会社であるRealcom USにおいては、既存顧客基盤は維持しているものの、OEM事業からのロイヤリティ収入やAskMe for SharePointの売上が見込みを下回るなど、新規事業では力強さを欠く結果となりました。

この結果、当第2四半期連結会計期間の売上高は168,469千円（前年同期比10.8%減）、営業損失は6,964千円（前年同期30,136千円）、経常損失は19,254千円（前年同期28,441千円）、四半期純損失は29,255千円（前年同期30,728千円）となりましたが、リアルコム単体においては当第2四半期会計期間の売上高は147,342千円（前年同期比1.2%減）、営業利益は15,480千円（前年同期4,006千円の損失）と大幅な業績改善となっております。

製品・サービス別の業績は以下のとおりであります。

1. ソフトウェアライセンス

子会社オージェテクノロジーにおいて製品導入があった結果、売上高は3,297千円（前年同期比%65.8減）となりました。

2. システムインテグレーション

当社における「KnowledgeMarket」の新規導入の売上に加えて、米国子会社における既存のお客様に対する売上により、売上高は11,690千円（前年同期比56.1%減）となりました。

3. ビジネスコンサルティング

当社において情報共有に関連するコンサルティングやK P O（ナレッジ・プロセス・アウトソーシング）案件を受注した結果、売上高は71,995千円（前年同期比8.1%減）となりました。

4. 運用保守

当社において「KnowledgeMarket」等及び他社製品である「Nintex Workflow」における運用保守サービス、米国子会社及び子会社オージェテクノロジーにおいて運用保守サービスを提供した結果、売上高は72,907千円（前年同期比0.1%増）となりました。

5. OEM

米国子会社において、OEM事業におけるロイヤリティ収入により、売上高は381千円（前年同期0千円）となりました。

6. その他

SharePoint関連事業においてNintex社製品の売上により、売上高は8,197千円（前年同期比540.6%増）となりました。

当第2四半期連結会計期間におけるセグメント別業績は、次の通りであります。

1. 日本

リアルコム及び子会社オージェテクノロジーの業績として、売上高152,628千円（前年同期比1.5%減）、営業利益16,318千円（前年同期1,891千円の損失）となりました。

2. 北米

子会社リアルコムUSの業績として、売上高15,925千円（前年同期比52.9%減）、営業損失26,478千円（前年同期30,999千円の損失）となりました。

3. その他の地域（インド）

子会社リアルコムテクノロジーIndiaの業績として、売上高14,153千円（前年同期比2.2%増）、営業利益3,422千円（前年同期比4.1%増）となりました。なお、同社の売上高は全てグループ内からの売上となっております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間における連結ベースのフリー・キャッシュフロー（「営業活動によるキャッシュ・フロー」+「投資活動によるキャッシュ・フロー」）は66,829千円の資金の減少（前年同四半期は92,815千円の減少）となり、前年同四半期に対して25,986千円の改善となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は、68,898千円となりました。主な減少要因は、税金調整前当四半期純損失27,853千円による減少、前受金の減少による減少37,038千円、未払金の減少による減少18,004千円、買掛金の減少による減少13,549千円、減損損失による増加8,360千円、売上債権の減少による増加7,166千円、未払消費税の増加による増加5,467千円利息による減少となります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動からの収入は、4,977千円となりました。内訳は、工具器具備品の取得に対す支出1,382千円、海外従業員からの貸付金の返済による収入6,323千円、海外従業員への貸付による支出36千円となります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動からの収入は、27,091千円となりました。内訳は、短期借入金の借入による収入30,000千円と借入手数料の支払額2,908千円となります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社グループは、前連結会計年度において営業損失205,320千円、経常損失234,740千円を計上し、さらにのれんの減損等による特別損失414,103千円が発生したことから、当期純損失654,778千円を計上いたしました。また、3期連続で当期純損失を計上することとなり、その結果、前連結会計年度末の純資産は339,669千円の債務超過になっております。当該状況により、前連結会計年度末において、当社グループにおいては継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しておりました。当第2四半期連結累計期間においては、営業損失45,199千円、経常損失73,573千円、四半期純損失84,219千円を計上しており、引き続き債務超過となっております。当該状況より、当社グループにおいては継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループは、当該状況を解消すべく、引き続き、以下の施策に取り組んでおります。

（1）財務基盤の強化

財務基盤の強化については、唯一の借入先である株式会社三菱東京UFJ銀行からの借入金に対する返済期日の延長等の支援に加え、事業会社（オープン・アクセスフィア株式会社）との間で、Knowledge Marketソフトウェア資産、売掛金及び関係会社株式を譲渡担保とした総額1億円の借入枠を設定し、当第2四半期会計期間において30百万円の借入を実施することにより足元の資金繰りの安定化を図っております。その上で、米国事業への外部資本導入もしくは一部事業売却を早期に取り組み、国内事業に経営資源を集中するとともに、リアルコム単体において資本業務提携による財務基盤の強化の早期実現を目指しております。

(2) 収益力の強化

国内事業

当社第2四半期累計期間においては、主力製品であるKnowledgeMarket及びコンサルティングサービスにおける安定した顧客基盤により、売上高295,194千円と前年同期比並みの水準を維持するとともに、営業利益6,031千円を達成するなど業績回復の兆しが見えてきております。今後においては、既存事業に加えて、新規事業として、マイクロソフト社製品であるSharePointのホステッドクラウド関連サービスを拡充することで、安定した売上基盤の構築を行ってまいります。また、引き続き内部リソースを効率的に活用することで、経費を抑制し、採算性の向上を図ります。これらにより、収益力の強化を図ってまいります。

海外事業

米国子会社Realcom U.S., Incにおいては、前連結会計年度より開始したOEM事業の拡張、AskMe Enterprise及びAskMe for SharePointにおける顧客基盤の維持により、事業基盤を強化し、グループ再編の一環として進めている、Realcom U.S., Inc及びRealcom Technology India Private Limitedへ外部資本を導入もしくは一部資産売却を早期に実現させてまいります。

これら施策を着実に実行することにより、早期に債務超過を解消し、経営基盤の安定化を図ってまいります。

しかしながら、財務基盤強化については関係者との協議を行いながら進めている途上であるため、また、収益力の強化への取組の実現の時期などについても、当社を取り巻く経営環境は依然厳しいものと予想されることから現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、財務諸表は、継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表には反映しておりません。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、18,422千円(前年同期39,602千円)であります。なお、当第2四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当社グループは、前連結会計年度末において債務超過となっており、当第2四半期連結会計期間末においても当該状況を解消出来ておりません。当該状況を解消し、経営の安定化を図ることが最重要経営課題との認識のもと、引き続き「財務基盤の強化」、「収益力の強化」の施策に取り組んでおります。当社グループとしては、国内事業を中心に「収益力の強化」を図って参りますが、一方で「財務基盤の強化」においては、米国事業において外部資本導入もしくは一部資産売却により国内事業への集中を図るとともに、リアルコム単体では資本業務提携字実現に向けて取り組みを行っております。これらについては、各関係者と協議を行いながら進めている状況であり、財務基盤強化のスキームによっては、今後の数値予想に大きな変動が生じることが考えられることより、平成23年6月期の通期見通しについては、財務基盤強化の施策により数値予想に見通りが立った時点で、速やかに発表する予定であります。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	58,080
計	58,080

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年2月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	16,172	16,172	東京証券取引所 (マザーズ)	当社は単元株制度は採用して おりません。
計	16,172	16,172	-	-

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成23年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使(旧商法に基づき発行された新株引受権の権利行使を含む)により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権
(平成13年8月6日臨時株主総会決議)

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	76 (注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	75,000 (注)4
新株予約権の行使期間	自平成15年8月7日 至平成23年8月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 75,000 資本組入額 37,500
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株引受権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の株式数を減じております。

2. 新株引受権の行使の条件

新株引受権の割当を受けた者は、当社普通株式が日本証券業協会の店頭売買有価証券登録原簿に登録(以下「店頭登録」という)され、又は日本国内の証券取引所に上場(以下「上場」という)され、店頭登録の日又は上場の日後6ヶ月間経過するまでは、新株引受権を一切行使することができないものとします。ただし、当社が実質的に全ての営業を譲渡する場合、当社を解散会社とする合併が行われる場合、又は当社が第三者の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われる場合には、取締役会が定める一定の期間、新株引受権を行使できるものとします。

新株引受権の割当を受けた者は、新株引受権の行使時において当社又は当社の子会社若しくは関係会社の従業員又は取締役であることを要します。

新株引受権の割当を受けた者が死亡した場合は、その死亡の日から2年以内に限り、相続人が新株引受権を行使することができるものとします。

その他の新株引受権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株引受権割当契約」に定めております。

3. 付与株式数は、当社が株式分割又は併合を行う場合には、次の算式により調整し、調整により生ずる100分の1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率})$$

4. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

また、当社が株式分割又は株式併合により時価を下回る払込価格で新株の発行(転換社債又は優先株式の転換、新株引受権証券による権利行使の場合を含まない)をするときには、次の算式により払込金額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後発行価格} = \text{調整前発行価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金}}{\text{調整前発行価格}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

5. 新株予約権の譲渡、質入その他の処分を行うことはできません。

6. 平成17年8月25日の取締役会決議により、平成17年9月26日付で1株を4株に分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権
(平成14年9月27日定時株主総会決議)

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	26 (注)1、3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	104 (注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	78,750 (注)4
新株予約権の行使期間	自平成16年9月28日 至平成24年9月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 78,750 資本組入額 39,375
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数を減じております。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、当社普通株式が日本証券業協会の店頭売買有価証券登録原簿に登録(以下「店頭登録」という)され、又は日本国内の証券取引所に上場(以下「上場」という)され、店頭登録の日又は上場の日後6ヶ月間経過するまでは、新株予約権を一切行使することができないものとします。ただし、当社が実質的に全ての営業を譲渡する場合、当社を解散会社とする合併が行われる場合、又は当社が第三者の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われる場合には、取締役会が定める一定の期間、新株予約権を行使できるものとします。

新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の子会社若しくは関係会社の従業員、取締役、監査役であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。

新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、その死亡の日から2年以内に限り、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。

その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めております。

3. 付与株式数及び新株予約権の総数

付与株式数は、当社が株式分割又は併合を行う場合には、次の算式により調整し、調整により生ずる100分の1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率})$$

新株予約権の行使により発行する株式数は1株とし、対象者への配分に関しては取締役会に一任するものとします。ただし、上記3. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行います。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率})$$

4. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が株式分割又は株式併合により時価を下回る払込価格で新株の発行（新株予約権の行使、優先株式の転換、商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に定められた転換社債の転換又は新株引受権証券による権利行使の場合を含まない）をするときには、次の算式により払込金額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

5. 新株予約権の譲渡、質入その他の処分を行うことはできません。
6. 平成17年8月25日の取締役会決議により、平成17年9月26日付で1株を4株に分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権
(平成14年9月27日定時株主総会決議)

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	16 (注)1、3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	64 (注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	78,750 (注)4
新株予約権の行使期間	自平成16年9月28日 至平成24年9月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 78,750 資本組入額 39,375
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数を減じております。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、当社普通株式が日本証券業協会の店頭売買有価証券登録原簿に登録（以下「店頭登録」という）され、又は日本国内の証券取引所に上場（以下「上場」という）され、店頭登録の日又は上場の日後6ヶ月間経過するまでは、新株予約権を一切行使することができないものとします。ただし、当社が実質的に全ての営業を譲渡する場合、当社を解散会社とする合併が行われる場合、又は当社が第三者の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われる場合には、取締役会が定める一定の期間、新株予約権を行使できるものとします。

新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の子会社若しくは関係会社の従業員、取締役、監査役であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。

新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、その死亡の日から2年以内に限り、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。

その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めております。

3. 付与株式数及び新株予約権の総数

付与株式数は、当社が株式分割又は併合を行う場合には、次の算式により調整し、調整により生ずる100分の1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率})$$

新株予約権の行使により発行する株式数は1株とし、対象者への配分に関しては取締役会に一任するものとします。ただし、上記3. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行います。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率})$$

4. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

また、当社が株式分割又は株式併合により時価を下回る払込価格で新株の発行（新株予約権の行使、優先株式の転換、商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に定められた転換社債の転換又は新株引受権証券による権利行使の場合を含まない）をするときには、次の算式により払込金額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

5. 新株予約権の譲渡、質入その他の処分を行うことはできません。

6. 平成17年8月25日の取締役会決議により、平成17年9月26日付で1株を4株に分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権
(平成15年9月26日定時株主総会決議)

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	44 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	176 (注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	78,750 (注)4
新株予約権の行使期間	自平成17年9月27日 至平成25年9月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 78,750 資本組入額 39,375
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数減じております。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、当社普通株式が日本証券業協会の店頭売買有価証券登録原簿に登録（以下「店頭登録」という）され、又は日本国内の証券取引所に上場（以下「上場」という）され、店頭登録の日又は上場の日後6ヶ月間経過するまでは、新株予約権を一切行使することができないものとします。ただし、当社が実質的に全ての営業を譲渡する場合、当社を解散会社とする合併が行われる場合、又は当社が第三者の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われる場合には、取締役会が定める一定の期間、新株予約権を行使できるものとします。

新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の子会社若しくは関係会社の従業員、取締役、監査役、コンサルタント又はアドバイザーであることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。

新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、その死亡の日から2年以内に限り、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。

その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めております。

3. 付与株式数及び新株予約権の総数

付与株式数は、当社が株式分割又は併合を行う場合には、次の算式により調整し、調整により生ずる100分の1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率})$$

新株予約権の行使により発行する株式数は1株とし、対象者への配分に関しては取締役会に一任するものとします。ただし、上記3. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行います。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率})$$

4. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

また、新株予約権付と日後に、調整前払込金額を下回る価額で新株の発行（新株予約権の行使、優先株式の転換、商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に定められた転換社債の転換又は新株引受権証券による権利行使の場合を含まない）するときには、次の算式により払込金額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

5. 新株予約権の譲渡、質入その他の処分を行うことはできません。

6. 平成17年8月25日の取締役会決議により、平成17年9月26日付で1株を4株に分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権
(平成16年9月24日定時株主総会決議)

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	34 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	136 (注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	112,500 (注)4
新株予約権の行使期間	自平成18年9月25日 至平成26年9月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 112,500 資本組入額 56,250
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数を減じております。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、当社普通株式が日本証券業協会の店頭売買有価証券登録原簿に登録(以下「店頭登録」という)され、又は日本国内の証券取引所に上場(以下「上場」という)され、店頭登録の日又は上場の日後6ヶ月間経過するまでは、新株予約権を一切行使することができないものとします。ただし、当社が実質的に全ての営業を譲渡する場合、当社を解散会社とする合併が行われる場合、又は当社が第三者の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われる場合には、取締役会が定める一定の期間、新株予約権を行使できるものとします。

新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の子会社若しくは関係会社の従業員、取締役、監査役、コンサルタント又はアドバイザーであることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。

新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、その死亡の日から2年以内に限り、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。

その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めております。

3. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、次の算式により調整し、調整により生ずる100分の1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率})$$

4. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、調整前払込金額を下回る価額で新株を発行（新株予約権の行使、優先株式の転換、商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に定められた転換社債の転換又は新株引受権証券による権利行使の場合を含まない）をするときには、次の算式により払込金額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

その他、当社が合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とする事情が生じたときは、合併又は会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲で払込金額を調整するものとします。

5. 新株予約権の譲渡、質入その他の処分を行うことはできません。
6. 平成17年8月25日の取締役会決議により、平成17年9月26日付で1株を4株に分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権
(平成17年9月22日定時株主総会決議)

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	220 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	220 (注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	112,500 (注)4
新株予約権の行使期間	自平成19年9月23日 至平成27年9月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 112,500 資本組入額 56,250
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数を減じております。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、当社普通株式が日本国内の証券取引所に上場（以下「上場」という）され、店頭登録の日又は上場の日後6ヶ月間経過するまでは、新株予約権を一切行使することができないものとします。ただし、当社が実質的に全ての営業を譲渡する場合、当社を解散会社とする合併が行われる場合、又は当社が第三者の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われる場合には、取締役会が定める一定の期間、新株予約権を行使できるものとします。

新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の子会社若しくは関係会社の従業員、取締役、監査役、コンサルタント又はアドバイザーであることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。

新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、その死亡の日から2年以内に限り、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。

その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めております。

3. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、次の算式により調整し、調整により生ずる100分の1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{株式分割・株式併合の比率})$$

4. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、調整前払込金額を下回る価額で新株を発行（新株予約権の行使、優先株式の転換、商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に定められた転換社債の転換又は新株引受権証券による権利行使の場合を含まない）をするときには、次の算式により払込金額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

その他、当社が合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とする事情が生じたときは、合併又は会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲で払込金額を調整するものとします。

5. 新株予約権の譲渡、質入その他の処分を行うことはできません。

旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権
（平成18年1月25日臨時株主総会決議）

区分	第2四半期会計期間末現在 （平成22年12月31日）
新株予約権の数（個）	40 （注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	40 （注）1、3
新株予約権の行使時の払込金額（円）	150,000 （注）4
新株予約権の行使期間	自平成18年2月1日 至平成28年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 150,000 資本組入額 75,000
新株予約権の行使の条件	（注）2
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）5
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）1. 新株予約権数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数を減じております。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、その相続人は新株予約権を行使することができないものとします。

当社は、取締役会の定めるところにより、新株予約権発行後、当社が他社に吸収合併される場合又は他社との新設合併を行う場合、株式交換又は株式移転を行う場合、その他の調整の必要が生じた場合は、合理的な範囲で新株予約権の目的たる株式の数、払込金額、新株予約権の行使期間その他について必要と認められる調整を行い、また権利行使を制限し、未行使の権利を失効させることができます。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできないものとします。

その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めております。

3. 払込金額の調整を行った場合、新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{1株当たり調整前払込金額}}{\text{1株当たり調整後払込金額}}$$

4. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、調整前払込金額を下回る価額で当社の普通株式を発行又は処分する場合（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使、優先株式の転換、商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に定められた転換社債の転換又は新株引受権証券による権利行使の場合を含まない）、次の算式により払込金額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。なお、自己株式処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「自己株式数」は、「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替えます。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times \left(\text{既発行株式数} \cdot \text{自己株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}} \right)}{\left(\text{既発行株式数} \cdot \text{自己株式数} \right) + \text{新規発行株式数}}$$

5. 新株予約権の譲渡、質入その他の処分を行うことはできません。

会社法第238条及び会社法第309条の規定に基づく新株予約権
(平成18年6月30日臨時株主総会決議)

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	116 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	116 (注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	150,000 (注)4
新株予約権の行使期間	自平成20年7月1日 至平成28年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 150,000 資本組入額 75,000
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数を減じております。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、当社普通株式が日本国内の証券取引所に上場（以下「上場」という）され、上場の日後6ヶ月間経過するまでは、新株予約権を一切行使することができないものとします。ただし、当社が実質的に全ての営業を譲渡する場合、当社を解散会社とする合併が行われる場合、又は当社が第三者の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われる場合には、取締役会が定める一定の期間、新株予約権を行使できるものとします。

新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の子会社若しくは関係会社の従業員、取締役、監査役、コンサルタント又はアドバイザーであることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。

新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、その死亡の日から2年以内に限り、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。

その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めております。

3. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、次の算式により調整し、調整により生ずる100分の1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率})$$

4. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、調整前払込金額を下回る価額で新株を発行（新株予約権の行使、優先株式の転換、商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に定められた転換社債の転換又は新株引受権証券による権利行使の場合を含まない）をするときには、次の算式により払込金額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

その他、当社が合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とする事情が生じたときは、合併又は会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲で払込金額を調整するものとします。

5. 新株予約権の譲渡、質入その他の処分を行うことはできません。

会社法第238条及び会社法第309条の規定に基づく新株予約権
（平成18年6月30日臨時株主総会決議）

区分	第2四半期会計期間末現在 （平成22年12月31日）
新株予約権の数（個）	30
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	30 （注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	150,000 （注）3
新株予約権の行使期間	自 平成20年7月1日 至 平成28年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 150,000 資本組入額 75,000
新株予約権の行使の条件	（注）1
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）4
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、当社普通株式が日本国内の証券取引所に上場（以下「上場」という）され、上場の日後6ヶ月間経過するまでは、新株予約権を一切行使することができないものとします。ただし、当社が実質的に全ての営業を譲渡する場合、当社を解散会社とする合併が行われる場合、又は当社が第三者の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われる場合には、取締役会が定める一定の期間、新株予約権を行使できるものとします。

新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の子会社若しくは関係会社の従業員、取締役、監査役、コンサルタント又はアドバイザーであることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。

新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、その死亡の日から2年以内に限り、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。

その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めております。

2. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、次の算式により調整し、調整により生ずる100分の1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率})$$

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、調整前払込金額を下回る価額で新株を発行（新株予約権の行使、優先株式の転換、商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に定められた転換社債の転換又は新株引受権証券による権利行使の場合を含まない）をするときには、次の算式により払込金額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

その他、当社が合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とする事情が生じたときは、合併又は会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲で払込金額を調整するものとします。

4. 新株予約権の譲渡、質入その他の処分を行うことはできません。

会社法第238条及び会社法第309条の規定に基づく新株予約権
(平成19年6月19日臨時株主総会決議)

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	13 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	13 (注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	350,000 (注)4
新株予約権の行使期間	自平成21年6月20日 至平成29年6月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 350,000 資本組入額 175,000
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数を減じております。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、当社普通株式が日本国内の証券取引所に上場(以下「上場」という)され、上場の日後6ヶ月間経過するまでは、新株予約権を一切行使することができないものとします。ただし、当社が実質的に全ての営業を譲渡する場合、当社を解散会社とする合併が行われる場合、又は当社が第三者の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われる場合には、取締役会が定める一定の期間、新株予約権を行使できるものとします。

新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の子会社若しくは関係会社の従業員、取締役、監査役、コンサルタント又はアドバイザーであることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。

新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、その死亡の日から2年以内に限り、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。

その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めております。

3. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、次の算式により調整し、調整により生ずる100分の1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率})$$

4. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、調整前払込金額を下回る価額で新株を発行（新株予約権の行使、優先株式の転換、商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に定められた転換社債の転換又は新株引受権証券による権利行使の場合を含まない）をするときには、次の算式により払込金額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

その他、当社が合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とする事情が生じたときは、合併又は会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲で払込金額を調整するものとします。

5. 新株予約権の譲渡、質入その他の処分を行うことはできません。

会社法第238条及び第309条の規定に基づく新株予約権

（平成20年9月26日定時株主総会決議）

区分	第2四半期会計期間末現在 （平成22年12月31日）
新株予約権の数（個）	100
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	100 （注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	58,000 （注）3
新株予約権の行使期間	自平成21年4月4日 至平成24年4月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 58,000 資本組入額 29,000
新株予約権の行使の条件	（注）1
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）4
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、当社普通株式が日本国内の証券取引所に上場（以下「上場」という）され、上場の日後6ヶ月間経過するまでは、新株予約権を一切行使することができないものとします。ただし、当社が実質的に全ての営業を譲渡する場合、当社を解散会社とする合併が行われる場合、又は当社が第三者の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われる場合には、取締役会が定める一定の期間、新株予約権を行使できるものとします。

新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において当社の子会社の従業員であることを要します。ただし、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。

新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、その死亡の日から2年以内に限り、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。

その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めております。

2. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、次の算式により調整し、調整により生ずる100分の1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{株式分割・株式併合の比率})$$

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、調整前払込金額を下回る価額で新株を発行（新株予約権の行使、優先株式の転換、商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に定められた転換社債の転換又は新株引受権証券による権利行使の場合を含まない）をするときには、次の算式により払込金額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

その他、当社が合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とする事情が生じたときは、合併又は会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲で払込金額を調整するものとします。

4. 新株予約権の質入その他の処分を行うことはできません。

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく新株予約権
(平成22年5月19日取締役会決議)

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	16
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	16 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	56,376 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成23年7月1日 至平成26年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 56,376 資本組入額 28,188
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において当社の子会社の従業員であることを要します。ただし、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、その死亡の日から2年以内に限り、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。

その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めておりません。

2. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、次の算式により調整し、調整により生ずる100分の1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{株式分割・株式併合の比率})$$

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、調整前払込金額を下回る価額で新株を発行（新株予約権の行使、優先株式の転換、商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に定められた転換社債の転換又は新株引受権証券による権利行使の場合を含まない）をするときには、次の算式により払込金額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

その他、当社が合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とする事情が生じたときは、合併又は会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲で払込金額を調整するものとします。

4. 新株予約権の質入その他の処分を行うことはできません。

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく新株予約権
(平成22年5月19日取締役会決議)

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	14
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	14 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	56,376 (注) 3
新株予約権の行使期間	自平成24年7月1日 至平成26年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 56,376 資本組入額 28,188
新株予約権の行使の条件	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において当社の子会社の従業員であることを要します。ただし、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、その死亡の日から2年以内に限り、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。

その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めております。

2. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、次の算式により調整し、調整により生ずる100分の1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{株式分割・株式併合の比率})$$

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、調整前払込金額を下回る価額で新株を発行（新株予約権の行使、優先株式の転換、商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に定められた転換社債の転換又は新株引受権証券による権利行使の場合を含まない）をするときには、次の算式により払込金額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

その他、当社が合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とする事情が生じたときは、合併又は会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲で払込金額を調整するものとします。

4. 新株予約権の質入その他の処分を行うことはできません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日	-	16,172	-	767,150	-	420,149

(6) 【大株主の状況】

平成22年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
谷本 肇	東京都中央区	3,732	23.07
(株)CSK	東京都港区南青山 2 -26- 1	1,344	8.31
植村 吾彦	川崎市中原区	429	2.65
吉田 健一	東京都中央区	320	1.97
岩田 徳子	三重県四日市市	301	1.86
早野 潔	山梨県甲府市	198	1.22
横田 正	大阪府大阪市	175	1.08
リアルコム役員持株会	東京都台東区柳橋 1 - 4 - 4	150	0.92
宮間 敏	三重県伊勢市	149	0.92
ヤマグチ エミコ	大阪府豊中市	139	0.85
宮間 敏貴	三重県伊勢市	121	0.74
計	-		43.59

(注) 株式数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 16,172	16,172	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	16,172	-	-
総株主の議決権	-	16,172	-

【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	47,700	33,400	29,000	26,810	25,500	41,500
最低(円)	36,300	24,510	25,500	19,900	18,250	20,300

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

3【役員の状態】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成21年7月1日から平成21年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成22年7月1日から平成22年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成21年7月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第2四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成22年7月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、霞が関監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	63,553	123,406
売掛金	82,159	124,798
仕掛品	1,599	431
原材料及び貯蔵品	48	21
その他	18,266	24,831
貸倒引当金	3,283	4,732
流動資産合計	162,342	268,756
固定資産		
有形固定資産	16,344 ¹	17,085 ¹
無形固定資産	3,137	15,532
投資その他の資産	14,914	19,214 ²
固定資産合計	34,396	51,833
資産合計	196,739	320,590
負債の部		
流動負債		
買掛金	12,132	19,128
短期借入金	110,000 ³	80,000
1年内返済予定の長期借入金	339,078	341,076
未払金	20,196	46,674
未払法人税等	5,528	6,635
前受金	91,874	144,576
その他	14,990	15,915
流動負債合計	593,800	654,008
固定負債		
長期借入金	6,700	6,034
その他	207	217
固定負債合計	6,907	6,251
負債合計	600,707	660,259
純資産の部		
株主資本		
資本金	767,150	767,150
資本剰余金	420,149	420,149
利益剰余金	1,565,832	1,481,613
株主資本合計	378,533	294,314
評価・換算差額等		
為替換算調整勘定	32,726	53,990
評価・換算差額等合計	32,726	53,990
新株予約権	1,758	2,363
少数株主持分	5,532	6,271
純資産合計	403,968	339,669
負債純資産合計	196,739	320,590

(2) 【 四半期連結損益計算書 】
【 第 2 四半期連結累計期間 】

(単位 : 千円)

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成21年 7 月 1 日 至 平成21年12月31日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成22年 7 月 1 日 至 平成22年12月31日)
売上高	383,579	335,569
売上原価	151,528	134,946
売上総利益	232,051	200,623
販売費及び一般管理費		
役員報酬	44,821	31,033
給料	51,522	50,753
支払手数料	36,967	37,753
研究開発費	47,308	39,136
減価償却費	29,321	1,903
その他	94,756	85,243
販売費及び一般管理費合計	304,698	245,822
営業損失 ()	72,646	45,199
営業外収益		
受取利息	107	334
その他	41	188
営業外収益合計	148	523
営業外費用		
支払利息	3,857	5,668
為替差損	7,616	20,298
その他	603	2,930
営業外費用合計	12,076	28,897
経常損失 ()	84,574	73,573
特別利益		
貸倒引当金戻入額	-	1,640
新株予約権戻入益	-	895
特別利益合計	-	2,535
特別損失		
固定資産除却損	-	5
固定資産売却損	12	-
減損損失	-	8,360
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	3,707
特別損失合計	12	12,072
税金等調整前四半期純損失 ()	84,587	83,110
法人税、住民税及び事業税	3,093	1,847
法人税等合計	3,093	1,847
少数株主損益調整前四半期純損失 ()	-	84,958
少数株主利益又は少数株主損失 ()	214	738
四半期純損失 ()	87,896	84,219

【第2四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	188,767	168,469
売上原価	69,516	66,369
売上総利益	119,250	102,100
販売費及び一般管理費		
役員報酬	21,792	13,159
給料	15,289	22,368
支払手数料	15,118	16,446
研究開発費	39,602	18,422
減価償却費	14,460	910
その他	43,123	37,757
販売費及び一般管理費合計	149,387	109,064
営業損失()	30,136	6,964
営業外収益		
受取利息	21	312
為替差益	3,510	-
その他	6	0
営業外収益合計	3,537	312
営業外費用		
支払利息	1,823	2,496
為替差損	-	7,173
その他	18	2,931
営業外費用合計	1,842	12,601
経常損失()	28,441	19,254
特別利益		
貸倒引当金戻入額	-	100
特別利益合計	-	100
特別損失		
減損損失	-	8,360
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	338
特別損失合計	-	8,698
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失()	28,441	27,853
法人税、住民税及び事業税	1,044	926
法人税等合計	1,044	926
少数株主損益調整前四半期純損失()	-	28,779
少数株主利益	1,242	475
四半期純利益又は四半期純損失()	30,728	29,255

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失()	84,587	83,110
減価償却費	8,652	5,041
貸倒引当金の増減額(は減少)	2,907	1,260
ソフトウェア償却費	-	1,271
のれん償却額	26,299	-
株式報酬費用	162	294
減損損失	-	8,360
固定資産除却損	-	5
有形固定資産売却損益(は益)	12	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	4,049
為替差損益(は益)	6,551	39
受取利息及び受取配当金	107	334
支払利息	3,857	5,668
支払手数料	-	2,908
売上債権の増減額(は増加)	19,627	41,467
たな卸資産の増減額(は増加)	634	1,194
未収入金の増減額(は増加)	1,653	1,025
その他の流動資産の増減額(は増加)	3,053	6
仕入債務の増減額(は減少)	7,093	6,996
前受金の増減額(は減少)	53,154	51,597
未払費用の増減額(は減少)	22	5,687
未払金の増減額(は減少)	529	25,244
その他の流動負債の増減額(は減少)	15,793	3,726
小計	78,264	103,694
利息及び配当金の受取額	72	401
利息の支払額	4,046	4,281
法人税等の支払額	2,114	3,237
営業活動によるキャッシュ・フロー	84,351	110,811
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	2,628	1,563
有形固定資産の売却による収入	5	-
短期貸付けによる支出	6,908	140
従業員に対する貸付金の回収による収入	144	6,232
その他	60	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	9,327	4,619
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	80,000	110,000
短期借入金の返済による支出	80,000	80,000
長期借入金の返済による支出	60,196	1,332
借入手数料の支払額	-	2,908
財務活動によるキャッシュ・フロー	60,196	25,759
現金及び現金同等物に係る換算差額	388	20,723
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	153,486	59,709
現金及び現金同等物の期首残高	368,664	121,591
現金及び現金同等物の四半期末残高	* 215,178	* 61,882

【継続企業の前提に関する事項】

当第2四半期連結会計期間
(自平成22年10月1日
至平成22年12月31日)

当社グループは、前連結会計年度において営業損失205,320千円、経常損失234,740千円を計上し、さらにのれんの減損等による特別損失414,103千円が発生したことから、当期純損失654,778千円を計上いたしました。また、3期連続で当期純損失を計上することとなり、その結果、前連結会計年度末の純資産は339,669千円の債務超過になっております。当該状況により、前連結会計年度末において、当社グループにおいては継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しておりました。当第2四半期連結累計期間においては、営業損失403,968千円、経常損失73,573千円、四半期純損失84,219千円を計上しており、当第2四半期連結会計期間末では引き続き債務超過となっております。当該状況より、当社グループにおいては継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループは、当該状況を解消すべく、引き続き、以下の施策に取り組んでおります。

(1) 財務基盤の強化

財務基盤の強化については、唯一の借入先である株式会社三菱東京UFJ銀行からの借入金に対する返済期日の延長等の支援に加え、事業会社（オープン・アクセスフィア株式会社）との間で、Knowledge Marketソフトウェア資産、売掛金及び関係会社株式、関係会社貸付金を譲渡担保とした総額1億円の借入枠を設定し、当第2四半期連結会計期間において30,000千円の借入を実施することにより足元の資金繰りの安定化を図っております。その上で、米国事業への外部資本導入もしくは一部事業売却を早期に取り組み、国内事業に経営資源を集中するとともに、リアルコム単体において資本業務提携による財務基盤の強化の早期実現を目指しております。

(2) 収益力の強化

国内事業

当社第2四半期連結累計期間においては、主力製品であるKnowledgeMarket及びコンサルティングサービスにおける安定した顧客基盤により、売上高295,194千円と前年同期比並みの水準を維持するとともに、営業利益6,031千円を達成するなど業績回復の兆しが見えてきております。今後においては、既存事業に加えて、新規事業として、マイクロソフト社製品であるSharePointのホステッドクラウド関連サービスを拡充することで、安定した売上基盤の構築を行ってまいります。また、引き続き内部リソースを効率的に活用することで、経費を抑制し、採算性の向上を図ります。これらにより、収益力の強化を図ってまいります。

海外事業

米国子会社Realcom U.S., Incにおいては、前連結会計年度より開始したOEM事業の拡張、AskMe Enterprise及びAskMe for SharePointにおける顧客基盤の維持により、事業基盤を強化し、グループ再編の一環として進めているRealcom U.S., Inc及びRealcom Technology India Private Limitedへの外部資本導入もしくは一部資産売却を早期に実現させてまいります。

これら施策を着実に実行することにより、早期に債務超過を解消し、経営基盤の安定化を図ってまいります。

しかしながら、財務基盤強化については関係者との協議を行いながら進めている途上であるため、また、収益力の強化への取組の実現の時期などについても、当社を取り巻く経営環境は依然厳しいものと予想されることから現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、四半期連結財務諸表は、継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表には反映しておりません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年12月31日)
会計処理基準に関する事項の変更	<p>資産除去債務に関する会計基準の適用</p> <p>第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、当第2四半期連結累計期間の営業損失及び経常損失は342千円増加し、税金等調整前四半期純損失が4,049千円増加しています。また、当会計基準等の適用開始により、投資その他の資産が4,049千円減少しております。</p>

【表示方法の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書)	<p>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第2四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失()」の科目で表示しております。</p>

	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書)	<p>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第2四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失()」の科目で表示しております。</p>
(四半期連結貸借対照表)	<p>前第2四半期連結会計期間において、流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「未払金」は、資産負債及び純資産の合計額の100分の10を超えたため、当第2四半期連結会計期間では区分掲記することとしました。なお、前第2四半期連結会計期間の流動資産の「その他」に含まれる「未払金」は17,439千円であります。</p>

【簡便な会計処理】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年12月31日)
1. 固定資産の減価償却費の算定方法	<p>定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年6月30日)
1.有形固定資産の減価償却累計額は、57,674千円であり ます。	1.有形固定資産の減価償却累計額は、56,084千円であり ます。
	2.資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額 投資その他の資産 17,696千円
3 譲渡担保資産 短期借入金30百万円(借入枠1億円)に対する担保に供す るため、下記当社資産に対する譲渡担保契約を締結しており ます。 (1) ソフトウェア資産著作権 - 千円 (2) 関係会社株式及び関係会社貸付金 248,544千円 (3) 将来発生する売掛債権 - 千円 なお、関係会社株式及び関係会社貸付金は、四半期連結 財務諸表上相殺消去されており、計上されておりませ ん。	

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年12月31日)		当第2四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年12月31日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対 照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在)		現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対 照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年12月31日現在)	
現金及び預金勘定	237,020千円	現金及び預金勘定	63,553千円
預金期間が3ヶ月を超える定 期預金	21,842千円	預金期間が3ヶ月を超える定 期預金	1,671千円
現金及び現金同等物	215,178千円	現金及び現金同等物	61,882千円

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成22年7月1日至平成22年12月31日)

1.発行済株式に関する事項

普通株式 16,172株

2.自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3.新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 1,758千円

4.配当に関する事項

該当事項はありません。

5.株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

当連結グループは、ソフトウェアの開発、関連サービス並びにこれらに付帯する事業を行っており、当該事業以外に事業の種類がないため該当事項はありません。

前第2四半期連結累計期間(自平成21年7月1日至平成21年12月31日)

当連結グループは、ソフトウェアの開発、関連サービス並びにこれらに付帯する事業を行っており、当該事業以外に事業の種類がないため該当事項はありません。

【所在地別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

	日本 (千円)	北米 (千円)	その他の 地域 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
(1) 外部顧客に対する売上高	154,932	33,834	-	188,767	-	188,767
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	80	-	13,842	13,922	13,922	-
計	155,012	33,834	13,842	202,689	13,922	188,767
営業利益又は営業損失()	1,891	30,999	3,287	29,604	532	30,136

前第2四半期連結累計期間(自平成21年7月1日至平成21年12月31日)

	日本 (千円)	北米 (千円)	その他の 地域 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
(1) 外部顧客に対する売上高	306,676	76,903	-	383,579	-	383,579
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	160	-	28,910	29,070	29,070	-
計	306,836	76,903	28,910	412,649	29,070	383,579
営業利益又は営業損失()	23,468	56,619	7,972	72,114	532	72,646

(注) 1. 国又は地域は、地理的接近度により区分しております。

2. 本邦以外の区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。

北米.....米国

その他の地域.....インド

【海外売上高】

前第2四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

	北米	計
海外売上高(千円)	33,834	33,834
連結売上高(千円)		188,767
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	17.9	17.9

前第2四半期連結累計期間(自平成21年7月1日至平成21年12月31日)

	北米	計
海外売上高(千円)	76,903	76,903
連結売上高(千円)		383,579
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	20.0	20.0

(注) 1. 国又は地域は、地理的接近度により区分しております。

2. 各区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。

北米.....米国

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、主として国内及び海外におけるソフトウェア開発、関連サービス並びにこれらに付帯する事業を行っており、当社並びに各子会社別に事業計画を立案し、また、業績評価や投資意思決定を行っております。したがって、当社グループの報告セグメントは、地域のセグメントを基礎として、「日本」及び「北米」についてはさらに会社別にセグメントを認識する方法により、「日本」での2社、「北米」での1社及び「その他地域」の4つのセグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第2四半期連結累計期間（自平成22年7月1日至平成22年12月31日）（単位：千円）

	日本		北米	その他 地域 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	リアルコム	その他	Realcom US				
(1) 外部顧客への売上高	295,134	7,464	32,970	-	335,569	-	335,569
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	-	176	-	27,421	27,598	27,598	-
計	295,134	7,640	32,970	27,421	363,167	27,598	335,569
セグメント利益又は損失()	6,071	1,141	55,168	5,411	44,826	372	45,199

当第2四半期連結会計期間（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）（単位：千円）

	日本		北米	その他 地域 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	リアルコム	その他	Realcom US				
(1) 外部顧客への売上高	147,342	5,201	15,925	-	168,469	-	168,469
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	-	84	-	14,153	14,238	14,238	-
計	147,342	5,286	15,925	14,153	182,708	14,238	168,469
セグメント利益又は損失()	15,480	837	26,478	3,422	6,737	227	6,964

(注)1. 「その他地域」には、インドの現地法人の事業活動を含んでおります。

2. セグメント間取引消却によるものです。

3. セグメント利益又は損失は四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

当第2四半期連結会計期間（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）

（固定資産に係る重要な減損損失）

日本のリアルコムにおいて遊休状態になった事業用の固定資産について、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。なお、当該減損損失の計上額は当第2四半期連結会計期間において8,360千円であります。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(金融商品関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

(有価証券関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

当社グループではデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)

1. スtock・オプションに係る当第2四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名
販売費及び一般管理費 その他 145千円
2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額及び科目名
該当事項はありません。
3. 当第2四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容
該当事項はありません。
4. 当第2四半期連結会計期間における付与したストック・オプションの条件変更
該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年6月30日)
1株当たり純資産額 25,263.42円	1株当たり純資産額 21,537.48円

2. 1株当たり四半期純損失金額

前第2四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額 5,435.09円	1株当たり四半期純損失金額 5,207.75円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額		
四半期純損失()(千円)	87,896	84,219
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失()(千円)	87,896	84,219
期中平均株式数(株)	16,172	16,172
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

前第2四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額 1,900.10円	1株当たり四半期純損失金額 1,809.02円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり純損失金額		
四半期純損失()(千円)	30,728	29,255
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失()(千円)	30,728	29,255
期中平均株式数(株)	16,172	16,172
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

当第2四半期連結会計期間(自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)

リース取引開始日が平成20年6月30日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しておりますが、当四半期連結会計期間におけるリース取引残高は、前連結会計年度末のリース取引残高に比べて著しい変動が認められないため記載しておりません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月9日

リアルコム株式会社
取締役会 御中

霞が関監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 劔持俊夫 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 野村 聡 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているリアルコム株式会社の平成21年7月1日から平成22年6月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成21年7月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、リアルコム株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月14日

リアルコム株式会社
取締役会 御中

霞が関監査法人

指定社員 公認会計士 劔持俊夫 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 野村 聡 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているリアルコム株式会社の平成22年7月1日から平成23年6月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成22年7月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手續その他の四半期レビュー手續により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手續により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、リアルコム株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度において重要な当期純損失を計上したことから債務超過の状況となった。当第2四半期連結累計期間においても、四半期純損失を計上し、当第2四半期連結会計期間末において403,968千円の債務超過の状況にある。当該状況により継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。
2. 四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、会社は第1四半期連結会計期間より「資産除去債務に関する会計基準」及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

.以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。